

第5回 中間市自治会設置検討委員会 会議録

- 1 開催日 平成22年10月15日(金)
- 2 開催時間 開会 13時30分
閉会 14時22分
- 3 開催場所 中間市役所 別館3階 特別会議室
- 4 出席委員 小南 哲雄 西田 義幸 池田 久紀
古川 実 仰木 節夫 松崎 英人(代理出席)
依藤 宏治 山下 徹 成光 嘉明
藤井 紀生 小島 一行 白尾 啓介
柴田 精一郎 山本 信弘 山崎 淳子
田中 久光
- 5 欠席委員 中西 良一
力丸 正行
- 6 傍聴者 3名
- 7 事務局 総合まちづくり課長 松尾 壮吾
総合まちづくり課市民協働係長 村上 智裕
総合まちづくり課市民協働係 山本 和美
総合まちづくり課市民協働係 甲利 直哉

第5回 中間市自治会設置検討委員会

開催日時 平成22年11月15日(金)
午後1時30分

開催場所 中間市役所別館3階・特別会議室

[会議次第]

1 開 会

2 議 事

(1) 自治会設置推進小委員会における協議結果及び
今後の活動計画について

(2) 自治会ガイドブックについて

3 その他

4 閉会

第5回 中間市自治会設置検討委員会

会議概要

事務局

みなさん、こんにちは。本日は大変お忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございます。定刻となりましたので、ただ今から、第5回中間市自治会設置検討委員会を開会させていただきます。

私は、本日の司会進行を勤めさせていただきます、総合まちづくり課の松尾と申します。よろしくお願いいたします。

さっそくですが、この委員会については、前回まで公開制としておりますので、引き続き会議の公開について、ご了承をよろしくお願いいたします。

会議に入ります前に、本日の資料の確認をさせていただきます。お手元の資料をご覧ください。

まず、一番上が会議次第でございます。

次に、会議次第の2枚目以降、別紙1の委員名簿、別紙2の検討委員会設置要綱、別紙3の席次図の順となっております。

続きまして、資料1として「中間市自治会設置推進小委員会における協議結果及び今後の活動計画について」一式、最後に、資料2の「自治会ガイドブック(案)」一式となります。

これらをお手元に配らせていただいておりますが、資料の揃っていない方、いらっしゃいますでしょうか。

(資料確認終了)

これらの資料について、事務局 村上より若干の補足説明をいたします。

事務局

別紙1の委員名簿につきまして、委員の変更について説明いたします。

本日は、町内会連合会委員の力丸委員が所用により欠席されております。また、公民館連絡協議会委員の中西委員の体調がすぐれないため、公民館連絡協議会副会長の松崎英人氏が代理出席されております。ご了承ください。

また、市の庁内委員につきましては人事異動に伴い、総務部長の成光、教育部長の小島、総務課長の柴田、中央公民館長の田中が新たに委員となっております。

別紙2の検討委員会設置要綱につきましては、第6条の事務局が機構改編に伴い、保健福祉部市民協働課から総務部総合まちづくり課へ変更されましたので、その改正を行っております。

以上、ご了承のほどお願いいたします。

事務局

それでは、これより議事に入りますので、小南会長よろしくお願いいたします。

小南会長

みなさん、こんにちは。

本日は、皆様大変お忙しい中、ご出席くださりまして誠にありがとうございます。

まず冒頭に、3月に開催された第4回自治会設置検討委員会から、多少期間が空いておりますので、私のほうからこれまでの経過について、簡単に整理をさせていただきたいと思っております。

今年の2月から3月にかけて、計4回の検討委員会を開催し、この中で、自治会組織の一元化を実施するという方向性については、委員の皆様のご合意を得て、決定させていただきましたが、さらに協議を要する詳細事項については、自治会設置推進小委員会を設け、平成22年度に、引き続き協議を行っていただくということになっておりました。

本日は、この小委員会で4月から10月まで計8回の協議を行っていただいた内容について、本委員会で確認をさせていただき、実施に向けた意思決定をしたいと考えております。

なお、西田副会長と仰木副会長には、この半年間にわたって、小委員会の舵取り役だけでなく、運営などさまざまな調整にご尽力いただきまして、誠にありがとうございました。この場を借りて感謝申し上げます。

また、小委員会の委員の皆様におかれましても、活発な議論を交わしていただいたと伺っております。本日の会議に出席されない委員の方もいらっしゃると思いますが、改めてお礼申し上げます。ありがとうございました。

よろしければ、両副会長から簡単に結構でございますので、一言、小委員会の総評などについて、報告をしていただければ幸いです。

西田副会長からよろしくお願いいたします。

西田副会長

こんにちは。

先ほど小南会長からお話がありましたように、3月の自治会設置検討委員会で、4月から小委員会をもって会議を行うというような結論になりまして、4月から10月の初めまで計8回の小委員会、その他に事務局会議を数回行いまして、やっといろいろと討議を重ねた結果、なんとか来年4月1日に自治会へ移行できるという原案ができました。これも皆様方に一生懸命検討していただいた結果だと思って、感謝しております。内容につきましては、後で仰木副会長から発表していただくということで、今後、これを基に出前講座をしていくわけですが、とにかくもうスタートしたということで、来年の4月1日にはどこの町内会も自治会へ変わっていくという決意をもって、今から半年間、大いに頑張っていきたいと思っております。ひとつよろしくお願いいたします。

小南会長

ありがとうございました。

次に、仰木副会長をお願いします。

仰木副会長

お忙しい中、ありがとうございます。

第4回の自治会設置検討委員会で、私どもに小委員会を開いて、じっくり検討する機会をいただきましたことに、お礼を申し上げます。

小委員会は8回開催ができて、忌憚なく意見交換して、資料1のとおり基本的な確認事項及び今後の進め方というところまで結論を得るに至りましたので、今日ご報告を申しあげて、自治会設置検討委員会での承認を頂きたいと考えておりますので、よろしくご検討をお願いします。

それでは、早速ですが、2ページのこれまでの小委員会の経過については、ご覧いただければいいと思いますけれども、それぞれ特に行政の方を交えて、町内会連合会、市公連の3者で、細かい点まで検討させていただいたことは、画期的なことだったのではないかと思います。

経過報告については、項目だけ若干補足させていただきます。小委員会での検討事項としましては、各町内会および町内公民館の実態把握および住民自治の定義・認識等の周知についてということで、町内会及び町内公民館への実態調査アンケートを5月に配布して、実態調査を行いました。その結果については、資料1の7ページ以降に実態調査アンケートを資料として報告させていただいております。その中で、平均加入率は70.4%という結果で、全世帯の70%が今の町内会に加入しているということですので、住民自治の基盤としては、全体的な支持をいただいていることが確認できると思います。また、加入状況・規約の有無も含めて、一定程度、自治組織の基礎としての規約が整っているという点では、自治会へ移行した際に大きな混乱は起きないのではないかと考えております。

また研修会についても、随時行っております。町内会・公民館への出前講座の計画・実施については、今日ご確認いただく内容、特に議題になっていきます自治会ガイドブック案をもちまして各校区ごとに出席講座を開くということで、今後の取組については計画をしております。

それから、交付金要綱についても、きちんと整理をさせていただいております。従来あった町内会関係の要綱と公民館関係の要綱を統一したものとして補助金の要綱についても検討させていただきました。市の提案に基づいて、両組織とも合意をさせていただいております。

次に、補助金のあり方、補助金の交付区分や算定基準についても検討をして、ここにありますように交付金の主旨に沿った中身できちんと自治会運営をしていくということと市の財政上もしくは税収との関連により人口割を交付金の計算の基礎におくという点についても合意をいただいております。

それから、出席講座の実施については、自治会ガイドブックの内容を事務局のほうから提案していただき、検討をお願いしたいと思います。

最後に、総合まちづくり課に小委員会の具体的な事務局を担当していただいて、非常にスムーズに小委員会が進められたことについて感謝し、この場でお礼を申し上げたいと思います。

以上、総括とさせていただきます。

小南会長

ありがとうございました。

ただ今仰木副会長より、小委員会の総評と議事の一番目である自治会設置推進小委員

会における協議結果及び今後の活動計画についてのご説明をしていただきました。ただ今の仰木副会長のご説明について、ご質問ご意見のある委員の方は挙手のうえ発言をお願いします。何かございますでしょうか。

ご質問・ご意見がないようですので、それでは、この「自治会設置推進小委員会における協議結果及び今後の活動計画」については、原案のとおり、ご承認いただくこととしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

小南会長

ありがとうございます。

それでは引き続き、進行させていただきたいと思います。

2番目の議題として、自治会ガイドブック(案)について、事務局より説明をお願いします。

事務局

自治会ガイドブック(案)について、資料2をお開きください。

まず表紙をご覧くださいなのですが、本書は自治会制度導入用の説明資料として作成した第1版で、将来的に自治会運用に対応して、第2版、第3版と改定、充実させていく予定です。また、本書は自治会設置検討委員会の編集といたしております。

1ページ目をお開きください。要点のみ説明させていただき、適宜、重点事項や交付金交付要綱などは読み上げ説明いたします。

まず1ページ目に町内会と公民館の一元化は「市民協働」の第一歩と入れさせていただいております。従来、地域に暮らす住民一人ひとりが、自分たちの地域のことを考えさまざまな課題を発見し、解決するために、町内会や町内公民館といった自治組織が活動されておりました。今後地方分権時代が進んでいく中で、「自分たちの地域のことは自分たちで考えて、自分たちで決める」ことが、さらに求められてくるのではないかと考えております。協働型社会を実現するためには、地域コミュニティの受け皿となる自治組織のいっそうの活躍が不可欠であり、そのために今回の自治会制度の協議がスタートしております。自治会制度が導入されることによって、効率的運営が可能な権限と責任を備えた、新たな自治組織作りを目指しています。

次に、2番目の項目ですが、その中に今の課題を3点入れております。役員の引き受け手が十分になくて困っている、地域の代表である町内会長・公民館長のどちらに相談すればいいのか、町内会と公民館で、補助金などの申請窓口が分かれており、面倒で分かりづらい、これらの疑問が多少なりとも出てきた中で、現在一起的な運用をしている地区が半数以上になっている、これが組織一元化の出発点となっております。「一人では解決できない問題でも、みんなで取り組みれば解決できる」、その第一歩と考えております。

次に、2ページ目の今までの町内会・公民館活動とは何が違うのかということなんです、これは結論といたしまして、今まで地域で行ってこられた活動は、ほとんど変わることはありません。下に主な活動内容を載せておりますが、これらの活動をさらに充実させていただきたいと協調させていただいております。

続きまして、3ページ目をお開きください。自治会設置のこれまでの経過については、先ほ

ど会長・副会長からご説明があったように、まず平成21年11月に市民協働のまちづくり基本方針(案)に関する町内会長・公民館長合同説明会を開催し、自治会設置に向け検討することについて、市の方針をお示ししました。それを受けて、自治会設置検討委員会が組織され、現在の検討に至っております。

次に、5番目の自治会へ移行するために必要なことですが、これはまず会の名称変更が必要になります。「町内会」や「公民館」という組織名が「自治会」一本に統一されます。また、市が発送する公文書等につきましても、自治会長へ統一し、情報の伝達経路は自治会長一本でお願いすることになります。ただし、建物としての公民館や集会所がなくなるわけではありませんので、住民の方には従来どおりの名称で呼んでいただいても構いません。各地区の規約につきましては、名称変更・組織変更されますので、今年度中の規約改正、これは現在各地区で徐々に取り組みをされているところでございますが、臨時総会で承認を得ていただく形になります。改正が必要な書類につきましては、下記に列挙させていただきますが、これについては地域によって異なるため、町内会規約については改正の必要があるが、諸規定については改正の必要がないなどのさまざまな形が発生するかと思います。また、規約と同様に、会長の公印、補助金の振込用口座の名称については必ず変更が必要になりますので、よろしくお願いいたします。

いずれにいたしましても、自治会になってすぐ変わることは、自治会長のもと組長や会計、専門部会などの役員が一つの組織になること、また今まで町内会と公民館と別々であった情報の一本化、補助金の一本化がなされることとさせていただきます。

続きまして、4ページ、6番目の自治会へ移行する時期についてですが、出前講座について10月から12月と書いていますが、予定としましては、11月に1ヵ月の中で6校区の出前講座を開催させていただければと思っております。それを受けて、各地区で3月末までに規約改正を行っていただき、その中で市の担当課や自治会設置検討委員会の委員の皆様の御協力を仰いで、各地区の規約案について検討・点検をさせていただきたいと思っております。臨時総会で住民の承認を受けたあと、平成23年4月1日から自治会制度へ移行する形で考えております。また平成23年度以降に小学校区単位の「地域まちづくり協議会」設置の検討を続けていく考えでございます。

その下に囲みで入れさせていただいているのは、認可地縁団体という、地方自治法が平成3年に改正され新しく取り入れられた制度です。これは、自治会が法人格を取得する制度なのですが、特に不動産等をお持ちのところで、検討されるところがいくつか出てくるのではないかと考えております。これについては、自治会制度とは別に、詳細について複雑な要件がございますので、法人格取得をされる際は、担当課のほうで事前協議させていただきたいということで記載させていただいております。

次に、5ページをお開きください。こちらに、1つの例として組織図を紹介しております。こちらは、従前より自治会設置検討委員会で提案させていただいたものとほぼ同様のものとなっております。自治会長をトップに設けて、副会長・会計監査・事務局等各役員、専門部長等を充てていただくようになります。こちらも地域の実情に応じて変わってくるものだと思っております。副会長については複数名設けていただいても構いません。従来の公民館長の職務が上記のいずれかの職務に位置づけていただくこととなりますので、実情によっては、例えば、自治会長が公民館の職務を統括し、副会長が実務を行ったり、又は副会長を2人置き、一

人が自治会庶務を行い、一人が公民館の職務を行ったりとさまざまな形態が考えられると思いますが、こちらについては地区ごとの特性に合わせてお決めいただければ結構だと思っております。

次に、6ページ目です。補助金の交付についてですが、今回は「自治会育成交付金」という名称の補助金として捉えていただければと思います。詳しくは、交付金の交付要綱(案)が後のページに掲載されていますので、後ほどそちらで説明をさせていただきたいと思っております。要点のみここで読み上げさせていただきたいと思っております。これは、住民自治のための支援ということで、平成22年度までは、町内会と公民館へ別々に補助金を交付していましたが、両組織を一元化し、自治会へ移行する平成23年度からは、「自治会育成交付金」として、一括して補助金を交付させていただきたいと思っております。したがって、これまで町内会と公民館が別々に提出していただいていた補助金申請についても、今後は総合まちづくり課への申請一本で済むことになります。これまで個別に交付されてきましたので、会計も別会計、報告も別報告ということで、なかなか自由な補助金の運営が難しい場合もあったかと思いますが、移行後は各地域の実情に合わせて、役員手当などの事務費や主催行事などの事業費として、自由に配分して使用することが可能になります。ただし、今までは、町内会長及び公民館長への役務に対する手当については報告の義務を課していませんでしたが、移行後は、補助金を一本で交付しますので、交付金は市へすべて決算書での報告の義務が発生することになります。

また、2項目めの自治会育成交付金の算定についてです。交付金は、予算の範囲内で交付することになりますが、算定根拠としまして、交付額は均等割額と人口割額を合算した額と考えております。区域人口は、1月1日現在の住民基本台帳の区域人口とさせていただきます。均等割は13万円、人口割は300円×区域人口です。従来は世帯を根拠にした算定でしたが、自治会移行後は、区域人口の人口割で算定させていただきたいと思っております。ただし、移行初年度の平成23年度は、経過措置として、平成22年度と同水準の補助金を考えております。平成24年度より、均等割額13万円、人口割額300円×区域人口の合算額という算定で交付させていただきたいと思っております。下には主な人口割の計算例を載せておりますのでお読みください。

つづきまして、7ページでございます。ただ今、口頭で申しあげました制度変更に伴う補助金交付の流れにつきまして図示しております。平成22年度までは、総合まちづくり課市民協働係が町内会関係の補助金を交付して、生涯学習課と中央公民館のほうで公民館関係の補助金を交付しておりました。それらが、平成23年度からは、一括して総合まちづくり課市民協働係が担当させていただくこととなります。この交付金を、自治会で地域のまちづくりに対して適正に使用していただく前提のもと自由に配分させていただきたいと考えております。なお、下の印に書いてありますが、公民館の新築・増改築に伴う補助金は、従来どおり生涯学習課で取り扱うこととなります。

つづきまして、8ページです。補助金申請手続きの流れについて書いております。自治会育成交付金交付見込額を3月ごろに通知いたしまして、それに基づいて自治会に各申請手続きを行っていただき、6月と10月の前期・後期に分けて2回の交付とさせていただく予定でございます。

次に、9ページをお開きください。こちらには、自治会のQ&Aということで、これまでの説明

の中で特に補足して協調したい部分を入れておりますので、読み上げて説明させていただきたいと思います。

まず Q1、自治会育成交付金の使途振り分けはどのようにすればよいか、大まかな配分例などは示してもらえないのかということなのですが、こちらは申し上げましたとおり、役員手当、行事、維持管理費など地域のまちづくりに適正に使っていただけるのであれば、自由に配分していただきたいということです。市のほうから配分割合などを示すことはありません。効率的な運用ができるように十分に検討して地域で決めていただくという形を考えております。

次に、Q2の従来の町内会長事務交付金や公民館長事務交付金など、役務手当はどうなりますかということですが、平成22年度までは町内会長事務交付金、こちらは世帯の規模により5万円から10万円と1万円ずつ六つの段階がありました。公民館長事務交付金は、11万8千4百円の定額で全地区に交付させていただいておりました。これらは、いままで町内会長・公民館長の役務に対する手当として交付して来ましたが、平成23年度からは自治会育成交付金として、一括交付することになりますので、別に役務手当として交付することはありません。

次に Q3の自治会育成交付金の算定基準を均等割と人口割の合計としているのはなぜですかということですが、こちらのほうは、特に小委員会の中で委員の皆様から、出前講座で説明を行っていく際に全員の意思統一をしていく必要があるとの要望がございまして、入れさせていただいております。こちらは、人口規模の大小によって自治会ごとの交付額が極端に偏ってしまえば、小規模な自治会運営が困難となってしまいますので、均等割を設けることで、ある程度各自治会の均衡を図るようにしています。また、これまで町内会育成費などは世帯数を基準としていましたが、先ほど仰木副会長よりお話があったように、中間市ではいま、核家族化の進展などさまざまな要因によって、1棟のお宅に2世帯家族が増えるなど、世帯数は年々増加の一途をたどっており、市民生活の実態とかけ離れつつあると考えております。従いまして、納税者数・税収・財政状況などを勘案した、現実の市勢を反映した人口割が一番ふさわしいのではないかと考えまして、今回の算定基準とさせていただきます。

次に、Q4のすでに町内会と公民館が一体的な運営をしてきたので、自治会を作らず現状のままでよいですかという問いですが、これは申しあげましたように、半数以上の地区が一体的な運営を自主的にされていることがアンケート結果で出ております。やり方を変える必要はないのですが、自治会制度を一斉に導入するというので、足並みを揃えて、平成23年4月に必ず自治会としていただきたいと思っております。また、自治会長が統括した組織の中、行政との連絡体制や補助金の交付が一元化されますので、併せて規約の変更をお願いしたいということです。例えば、自治会制度の導入が遅れている地区があってもそのまま取り扱いを続けていくとかではなく、自治会となっていない地区には、交付金が交付できないという状況になりかねませんので、これについては、平成23年4月から全地区で新しい自治会制度を作っていただくように説明をして参るところでございます。

次に10ページの Q5です。公民館はなくなるのですかという問いですが、これは、地域の何名かの方からご意見をいただいたところなんです。公民館、いままで町内公民館、集会所という呼び方が一般的であったのですが、この機能・役割、行っていただく文化活動や健康・福祉活動などが無くなることは一切ありません。こちらを明確にお答えしたいと思っております。

ます。今までどおり、地域の拠点施設として公民館を運営していただきます。いままでの活動については何ら変わりません。組織名称・役職名だけが変わるということでございます。自治公民館については後ほど、交付要綱で規定しておりますので、そこで説明させていただきたいと思っております。

続きまして、Q6です。自治会には、強制的に加入しないといけないのですかという問いですが、自治会というのは、自主的に組織された任意団体ですので、強制的に入会・退会というのが行われるものではなく、居住する地域住民の自由意志というのは必ずございます。しかし、行政としては、地域の皆さんでよりよい生活環境を維持するためには、なくてはならない組織でありますので、可能な限りすべての世帯が加入することが望ましいと考えております。また、最高裁判例でも、共益費の部分については負担義務があるという一つのケースも判断がなされておりますので、市としても今後も加入促進に向けて、自治会と共に市民のご理解を得る努力をしていきたいと考えております。

続きまして、Q7の転入者の情報は教えてもらえないのかという問いですが、こちらは、誠に申し訳ないのですが、個人情報保護の観点から、現状では、市のほうから地区に教えることはできませんので、各自治会長・組長・役員の方のご協力のもと、例えば大規模集合住宅ができた場合には加入促進の協力依頼を不動産会社に行う、或いは、引っ越して来られた方にお声かけをするなどして、転入者情報を把握していただきたいということです。

最後に Q8です。自治会加入を促進するために、どのようにすればよいかという問いですが、近年、地域住民の繋がりが希薄になっており、自治会に加入していただけないケースが増えているのが現状です。先ほど、仰木副会長から加入率が70.4%とお話がありましたが、これは、皆さんの実感より低めに出ているのではないかとと思います。実際はもっと加入率は高いというご意見は多々いただいておりますが、結果はあくまで計算上のデータになります。しかし、それでも自治会に未加入の方が多いのは現状でございます。これについては、転入・転居などで住民異動届を出されたときに、必ず市民課窓口で自治会加入案内のチラシを配布しております。これは、巻末に資料として掲載しておりますので、後ほどご覧ください。また、自治会加入促進チラシ(例)も載せておりますので、よろしければ、こういったことをさらに発展して加入促進の活動に繋がりたいと考えております。

つづきまして、11ページについては、これから出前講座の中で、各町内会長・公民館長・役員、或いは住民の方が参加することを念頭に、市の関係各課の連絡先を記載しておりますので、お読みおきください。

次に、12ページになりますが、こちらのほうで中間市自治会設置及び自治会育成交付金交付要綱、これは市のほうで要綱として制定するものですが、小委員会でもいただいたご意見で反映できるものは可能な限り反映して、いま案として入れさせていただいておりますが、こちらのほうを簡単に読み上げて説明させていただきたいと思っております。

まず、この交付要綱の趣旨といたしまして、第1条ですが、先ほど申し上げましたように、自治会の育成と連帯を支援し、地域住民が自ら主体的に地域課題を発見し、考え、行動するまちづくり活動を促進するとともに、市政の円滑な運営を図ることを目的として、自治会の設置及び自治会育成交付金の交付について規定しております。

第2条の定義につきまして、3項目の用語について、定義させていただいております。1項目目、自治会につきましては、地縁に基づき住民の総意により運営される自治組織をいい

ます。2項目目、自治会長は、自治会の会務を統括する代表として市長に届出があった者をいいます。3項目目の自治公民館、こちらは、新しく名称として規定させていただきました。自治会の拠点である町内公民館、集会所等の施設を総称して、自治会の中の拠点施設として、自治公民館という名称を規定させていただいております。

それから、自治会の区域及び名称につきましては、15ページ以降に見本として載せておりますので、これは最終的に各地区の町内会長・公民館長に確認して区域を入れさせていただきたいと考えております。これは、この自治会はこういう住居表示区域に基づいて組織されているということを客観的にお知らせするために載せております。区域自体は、従来からの慣行により自主的に定められた組織の区域及び名称でございます。また、区域や名称については、変更事項が生じれば、隣接自治会と中間市の間で協議して決定させていただきます。

次に、第4条の設立の届出についてですが、例えば、新設の自治会ができる場合、各種の届出要件を満たして概ね100世帯を基準とした自治会の届出があった場合は、十分な審査を行ったうえで、交付金の交付対象となる自治会かどうかを決定させていただきます。ですので、地域での第2自治会、第3自治会などの同好会的組織については、交付対象として認めることはありません。原則として、各地区に1自治会ということになりまして、十分な審査のうえ決定させていただきたいと思っております。また、合併については、一部出てくるかと思っておりますが、それについては、隣接自治会長、合併自治会長の合意をいただいて、書類を出していただくこととなります。

続きまして、第6条ですが、交付金の交付及び自治会の責務として、第1条の目的を達成するために自治会に交付金を出すということでございます。さらに、その上で、最低限のいくつかの責務をお願いしたいということで、次ページの13ページで各号に13点ほど項目を挙げさせていただいております。こちらのほうは、従来の町内会に対する交付金の要綱、公民館に対する交付金の要綱の中で挙げられていた項目について、再度整理して入れさせていただいております。特にアンダーラインが引かれております1項目目、市民協働によるまちづくりの推進及び校区コミュニティの形成に関することということでございますが、これは今から地域コミュニティの活性化を図るために、市の方針として大前提でございますので、明確に謳い込ませていただいております。これは後に掲載しております自治会規約モデル案にも、各自治会で地域の規約を作成していただくときに、ぜひ入れてほしいということで、同じように市民協働によるまちづくりの推進及び校区コミュニティについて入れております。要綱と規約の両方で補完するような事項として入れさせていただいております。また、各事項の詳細については、公民館活動や今後の自治会活動に当てはまることですので、最低限の項目を13項目入れさせていただいているという形になります。当然、自治会が今後活動されるのは、この13項目よりもっと多岐にわたる活動をされると思っておりますので、あくまで、交付金の対象として市からお願いしたいところだけを入れております。

次に、第7条の交付金の適用除外ですが、自治会活動において、第1号の宗教的活動又は政治的活動、第2号の公序良俗に反する活動、これらの活動については、交付金は交付できないということになります。第2項の交付金の算定につきましては、先ほど申しあげましたように、「均等割 130,000 円」と「人口割 300 円 × 区域人口」を算定基準とさせていただきます。区域人口は、当該年1月1日現在の住民基本台帳の地区別人口、これは外

国人登録もありますので、それも含めた地域の住民全体の人数で算定させていただきます。

次に、第8条の第3項について、自治会の新設や合併の届け出が第4条、第5条になるのですが、これを審査のうえ、交付金の交付対象自治会と決定したときは、均等割額について届出日の翌年度から適用する、これは何を書いているのかと言いますと、合併すると均等割が、2地区分になりますので、合併した翌年度からは1地区分でお支払いしますということです。経過措置は1年間で、届け出が出て1年後から適用するという形になります。

次に、第9条でございます。交付金の交付を受ける際は、必ず関係書類を市長に届けなければならないということで、特に、第2号の前年度事業報告及び会計決算報告並びに監査報告は、従来から町内会長の報告、公民館長の報告で出していただいておりますが、引き続き、監査報告まで含めて必ず報告していただきたいということです。それから、当年度の実業計画案、予算案、役員名簿、自治会規約、その他市長が必要と求める書類という形で、これは、アンダーラインが引いてありますように、各地区の規約のモデル案についても、これらの書類を備え付けして必ず総会を開いてくださいということを、市からの要件としてお願いしております。これも、要綱と各地区の規約の双方で補完し合って規定しているものでございます。

続きまして、第10条の審査及び交付決定についてです。前条の申請があったときは、必要な審査を行って、交付金の交付の可否を決定し、各自治会に額を通知させていただくこととなります。審査を行いまして適切でない場合は、交付金は交付できないということは、市のほうで強い意志をもって、皆様にご説明をしていきたいと思っております。

次の第11条、交付金の交付ですが、これは、6月と10月の2回に分けて交付していきたいと考えております。

次の第12条では、交付決定の取り消し、第13条では交付金の返還及び交付停止と入れさせていただきますが、やはり大切な市民の税金をもとに、交付金を交付させていただきますので要綱の規定に反した場合、又は虚偽や不正な手段により交付金を受給した場合は、交付の取り消し、あるいは交付金の返還を求めるのは、明確に規定させていただきたいと思っております。事業報告、決算報告や会計報告などの各種報告の届出については、担当課のほうで厳正な審査を行わせていただきたいと思っております。

それから、附則につきまして、附則の第4項に経過措置を入れさせていただきます。第8条の規定というのは、均等割と人口割のことで、この規定にかかわらず、平成23年度に限り、交付金の額は、平成22年度の町内会育成費・町内会長事務交付金・町内公民館長事務交付金並びに町内公民館行事補助金の合算額とするということです。平成22年度は、これらを個別に交付させていただいておりますが、平成23年度は移行初年度になりますので、本年交付した額と同額を合算して地域にお渡ししたい、ですので平成22年度に地域にお渡しした額と、平成23年度にお渡しする額は、ほぼ同額を考えております。従いまして、平成24年度から均等割・人口割の算定に基づいて交付させていただくこととなります。附則第5項について、初年度の決算報告等は、町内会及び公民館活動に関する報告をいただくということです。要綱についての説明は以上になります。

最後に、20ページに自治会規約モデル案を載せております。こちらの前の素案については、事前に一度各町内会長・公民館長に対し、町内会長会・公民館長会でお示しさせてい

ただいております。みなさんお手元にお持ちのものですが、こちらを参考に各地区の規約を作ってくださいと幸いだということで、載せさせていただいております。特に強調したい部分については、太文字・赤文字で記載させていただいております。その中で、第5条のところですが、先ほど申し上げましたとおり相互補完をするということで、要綱・規約両輪で、適正な自治会運営を行っていただきたいと考えておりますので、規約モデル案にも市民協働によるまちづくりの推進及び校区コミュニティの形成に関する項目を各地区の規約にも入れていただくようお願いしております。

つづきまして、22ページの第13条についてです。定時総会の開催にあたって、第14条第1項、これは次ページに書いてあります、事業報告、決算、監査、当該年度の事業計画、予算、役員名簿等に関する事で、これらの項目について総会資料を必ず作成し、会員に配布していただくということです。総会資料は必ず作っていただいて全住民に周知を徹底していただきたいということをお願いしております。

基本的に、市として規約に入れ込んでいただくお願いをしているのは、先ほどの第5条の市民協働のまちづくりと第13条の総会資料の作成の2点のみになります。残りの部分は、地域の実情に合わせて、自由に作成していただいて結構です。

自治会ガイドブックの説明については、以上になります。

こちらを持ちまして、地域の出前講座にのぞんで参りたいと考えております。

以上でございます。

小南会長

ありがとうございました。ただ今、自治会ガイドブックについての事務局側からの説明がございましたが、何かご質問ご意見はございましたら、挙手のうえ、ご発言をお願いします。

藤井部長

この自治会ガイドブックは、市民にいつごろ公表する予定ですか。

事務局

今日この委員会でご承認をいただければ、なるべく早く中間市のホームページなどで公表したいと考えております。また、全地区の町内会長・公民館長には事前にお配りして、読んでいただいた上で、各校区での出前講座に行きたいと考えております。

以上です。

小南会長

よろしいでしょうか。他に何かご意見はありませんでしょうか。

はい、どうぞ。

小島部長

ちょっとよろしいでしょうか。地域まちづくり協議会についてでございますけれども、この中で、地域まちづくり協議会の中心母体とするとなっておりますけれども、小学校単位のこの協議会の設置はいつごろ、何年度ごろをお考えになっているのでしょうか。

事務局

今回の自治会設置は、協働のまちづくりの第一歩だと捉えております。それで、小学校区ごとの地域まちづくり協議会を作ることが、地域コミュニティ活性化の、私どもの到達目標だと捉えております。実施時期につきましては、平成23年度以降となり今年度については、町内会・公民館の一元化に全力で取り組みたいと考えております。平成23年度以降、NPOやボランティア団体など各種団体にも参加していただきまして、地域まちづくり協議会という組織をつくりたいと考えております。

小南会長

そのほかにございませんでしょうか。それでは、この自治会ガイドブック(案)については、原案のとおり、ご承認いただくこととしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

小南会長

本日の2点の議題について、委員の皆様の承認をいただきました。

今後、この自治会ガイドブックに基づいて、6校区で出前講座を行うこととなります。出前講座終了後に、もう1回本検討委員会が開催される予定で、そこで自治会移行への最終の取りまとめを行うこととしております。

西田副会長、仰木副会長、また町内会連合会・公民館連絡協議会の委員の皆様におかれましては、改めてご足労をおかけいたしますが、自治会制度の周知について、いっそうのお力添えをお願いいたします。

それでは、ほかにご質問ご意見がなければ、以上をもちまして、本日の議事を終わらせていただきます。

どうも皆様、長い時間ご協力ありがとうございました。

事務局

小南会長、どうもありがとうございました。それでは会議次第3、その他連絡事項についてでございます。

会長のお話にもありましたように、次回の開催日時につきましては、出前講座後ですので、早くても12月以降となります。別途調整のうえ、開催通知をいたしますので、よろしく願います。

それでは、本日の次第全てを終了いたしましたので、以上をもちまして第5回中間市自治会設置検討委員会を終わらせていただきます。

どうもお疲れさまでした。

午後 2 時 22 分 閉会
